

(平成24年2月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から51年4月まで

私は、21歳か22歳の頃に、A市役所で国民健康保険と国民年金のうち国民年金だけ脱退することはできないと言われたので、国民年金保険料を集金人に納付しているはずである。国民年金の加入手続は、同市B区役所で行ったと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているところ、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の手帳記号番号は平成3年3月にC市で払い出されていることから、その時点で申立期間は時効により保険料を納付できない上、申立期間は国民年金に未加入であることから、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとしているA市B区役所に照会したところ、当時、集金人が地区ごとに国民年金保険料の集金を行っていたが、国民年金の未加入者に対して保険料の集金を行うことは考え難いと回答している。

さらに、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年2月までの期間、平成元年3月から同年5月までの期間及び3年5月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月から62年2月まで
② 平成元年3月から同年5月まで
③ 平成3年5月から同年8月まで

私は、平成3年以降、A市B区役所で年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の記載を行った際に、国民年金の未加入を指摘されたため、未納分の保険料の納付書を発行してもらい、毎月、分割で納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年以降、A市B区役所で年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の記載を行った際に、国民年金の未加入を指摘されたため、未納分の保険料の納付書を発行してもらい、毎月、分割で納付したことを記憶していると主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号に係る被保険者の被保険者資格取得日、保険料の納付記録及び申請免除手続の状況により5年9月頃に同区で払い出されていると推認でき、この時点では申立期間①及び②については時効により保険料を納付することができず、申立期間③についても時効により大半の期間の保険料を納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、オンライン記録では、申立期間①、②及び③について、国民年金保険料未納期間となっているものの、これは平成5年10月に申立人の被保険者資格得喪記録が整理されたことにより、国民年金の未加入期間から

未納期間に訂正されたものであることから、申立期間当時は国民年金に未加入であり、制度上、当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、当時C業を営んでおり、加入組合の税理士に国民年金保険料の未納分保険料を納付した年の源泉徴収票を作成してもらったと主張しているが、申立人は、この源泉徴収票を保管しておらず、確定申告も行わなかったとも申述していることから、この源泉徴収票に係る記憶のみをもって申立期間の保険料を納付したとは認め難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から同年 11 月 10 日まで
A社には、昭和 44 年*月に 20 歳で入社し、49 年 10 月に退職するまで継続して勤務していた。申立期間の 4 か月分だけ在職期間の途中で空白期間があるのはおかしい。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務していたと申し立てているが、当時の事業主及びその妻もその当時のことは分からないと証言している上、申立期間当時の関連資料も保管されておらず、申立人の勤務の実態について確認することができない。

また、申立期間当時在籍していた同僚で、連絡の取れた 3 人のうち 1 人は「申立人は当該事業所で勤務していたと思う。」と証言しているものの、その一方で「申立人の勤務期間については覚えていない。」と証言している上、残りの 2 人は「自分の勤務期間についても覚えていないし、申立人のことも覚えていない。」と証言しているなど、申立人の申立期間当時の勤務の実態について確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日は昭和 47 年 7 月 1 日、同資格取得日は同年 11 月 10 日と確認できる上、同被保険者原票には、資格喪失日直後の日付が健康保険被保険者証の返却日として記載されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。